

第十八條 組合員は本組合の区域内に住居し○業を営む戸主(獨立の生計を営む○業者)に限る

第十九條 組合員は本組合と同一の目的を有する他の組合に加入し又は加入の豫約を爲すことを得ず

第二十條 本組合に加入せんとするものは組合員の紹介を受け其旨及出資口數を明記したる申込書を理事に差出すことを要す

理事前項の申込を承諾したるときは其旨申込人に通知し加入金○○錢以上及出資第一回の拂込を爲さしめたる後組合員名簿に記載するものとす

(無限責任組合は左の如く規定す)

第二十條 本組合に加入せんとするものは組合員の紹介を受け其旨及出資口數を明記したる申込書を(毎年○月中旬)理事に差出すことを要す

理事前項の申込を受けたるときは書面を以て總組合員の同意を求むるものとす

總組合員の同意ありたるるときは理事は其旨申込人に通知し加入金○○錢以上及出資第一回の拂込を爲さしめたる後組合員名簿に記載するものとす

第二十一條 組合員其持分を譲渡せんとするときは其旨理事に申込み總會の承認(理事の承認)を経ることを要す

持分の譲受人組合員に非ざるときは加入金及出資の拂込を爲さしめざるの外前條の規定を準用す

第二十二條 組合員脱退せんとするときは少くも其事業年度末日より六箇月以前に其旨理事に豫告することを要す

(無限責任組合は左の一條を加ふることあり)

第二十二條の二 脱退したる組合員は脱退前の組合債權者に對し脱退後○箇年(二ヶ年は法定に付二ヶ年以上)間仍は責任を負擔す持分を譲渡したる組合員亦同し

第二十三條 死亡に因り脱退したる組合員の相續人か遅滞なく加入の手續を爲したるときは組合は被相續人に對する持分の拂戻計算を爲さずして之を被相續人と同一の權利を有し義務を負ふものと見做す此場合に在りては加入金を差出すことを要せず

第二十四條 組合員左の事由の一に該當するときは總會の決議に依り之を除名す

一、出資金、借入金、購買代金、加工又は使用料及諸利息并に過怠金等の拂込を怠り期限後一箇月以内に其義務を履行せざるとき

二、組合より借入たる資金を轉貸したるとき

三、自己の生産に非ざる物品の販賣を組合に委託し

たるとき

四、組合より購買したる物品を轉賣したるとき

五、第五十四條第六十四條の規定に違背し物品を販賣又は購買したるとき

六、自己の生産に非ざる物品を組合に加工せしめ又は組合より借受たる物品を他人に使用せしめたる

とき

七、組合の事業を妨ぐる行爲ありたるとき

八、犯罪其他の行爲に依り信用を失ひたるとき

第二十五條 組合員脱退の場合に於ける持分の拂戻は其拂込済出資額に止むるものとす但し轉住、死亡、其他總會に於て已むを得ざるものと認めたる事由に因り脱退したる組合員には年度末に於ける持分の全部又は一部を拂戻すものとす

第五章 總會

第二十六條 總會は通常總會及臨時總會の二種とす

通常總會は毎事業年度末日より一箇月以内に之を開き前年度事業報告書、同年度末財産目録、貸借對照表及剩餘金處分又は損失金填補案の承認、満期役員の改選、其年度に於て組合か借入を爲すことを得へ

き最高額及一組合員に貸出を爲すことを得へき最高額其他の事項を議決す

臨時總會は左の場合に於て之を開き臨時の要件を議決す

一、理事が必要と認めたるとき

二、監事か財産の狀況又は業務の執行に付不整の廉あることを發見したる場合に於て之れを總會に報告する爲必要と認めたるとき

三、組合員五分の一以上より會議の目的及其招集の理由を記載したる書面を提出して理事に總會の招集を請求したるとき

第二十七條 總會の招集は少くも五日前に書面を以て組合員に之を通知することを要す

前項の通知書には開會の日時、場所及目的とする事項並に同一事件に付招集再度に及ぶときは其旨を記載し且つ招集者之に記名するものとす

第二十八條 總會は組合員二分の一以上出席するに非されは開會することを得ず但し同一事件に付招集再度に及ひたる時は組合員三分の一以上の出席に依り開會することを得

總會の決議は出席したる組合員の過半数を以て之れを爲す但し理事及監事の選任及解任、定款の変更、除名、解散及合併(無限責任組合は合併を除く)の決議は四分の三以上の同意あることを要す

第二十九條 總會の議長は第二十六條第三項第二號の場合を除くの外組合長之に當る

第二十六條第三項第二號の場合に於ける總會の議長は總會を招集したる監事之に當り其監事多數なるときは其互選に依る

總會に於て必要と認めたる時は出席組合員の互選に依り議長を定むることを得

第三十條 組合員は〇人以上を代理して議決權を行ふことを得す

第三十一條 理事は總會の議事録を作り會議の顛末及組合員數并に出席組合員數等を記載するものとす

議事録には議長及開會の際議長の指名したる出席組合員〇名以上之に記名捺印することを要す

第三十二條 總會の議事に關する細則は總會に於て之を定む

第六章 役員及職員

第三十三條 本組合に理事〇名及監事〇名を置く

理事は組合長及其代理者各一名を互選す
組合長は事務を總理し組合を代表す

組合長事故あるときは其代理者之に代はる
第三十四條 理事の任期は〇箇年として監事の任期は〇箇年とす但し再選を妨げず

組合長の任期は理事の任期に従ふ
補缺選舉に依り就職したる理事又は監事は前任者の任期を繼承す理事及監事は任期満了後と雖も後任者の就職する迄仍は其職務を行ふものとす

第三十五條 辭任其他の事由に因り理事又は監事に缺員を生し通常總會開會の時期迄猶豫すること能はざるときは臨時總會を招集し補缺選舉を爲すものとす

總會か理事又は監事の解任を決議したるときは同時に其補缺選舉を爲すことを要す

第三十六條 本組合に信用評定委員〇名を置き總會に於て組合員中より之を選任す

信用評定委員の任期は〇箇年とす但し再選を妨げず

第三十七條 信用評定委員は總會の決議に依り何時にても之を解任することを得

信用評定委員の選任及解任に關しては理事及監事の例に依る

第三十八條 信用評定委員は理事の通知に依り通常總會後〇日以内に通常會其他に臨時會を開き組合員の信用程度を評定し信用程度表を作成す

信用程度表は理事之を保管し役員の外閲覧することを得ざるものとす

第三十九條 理事監事及信用評定委員は名譽職とす
理事監事及信用評定委員は正當の事由無くして辭任することを得す

第四十條 本組合に書記委員検査員各若干名を置き理事之を命免す

書記は理事又は監事の命を承け庶務に従事す
委員は理事の旨を領し受持部内の庶務を斡旋す

検査員は理事の旨を領し販賣品又は購買品の検査に従事す

第四十一條 本組合に餘裕金あるときは理事は郵便貯金局、總會の承認を経たる銀行又は一個人に之を預入ることを要す

第四十二條 不動産の取得讓與及其他の處分并に貸金

及代金請求以外の訴訟行爲は理事總會の決議を経て之を行ふことを要す

第四十三條 事業執行に關する細則は理事之を定む
第七章 事業の執行
信用部

第四十四條 組合員は本組合に預金を爲すことを得
預金の利息は預入の翌日より拂戻の前日まで之を付す

預金利息は毎事業年度前半期後半期の各末日之を其元本に組込むものとす

第四十五條 豫定の期日又は金額に到達したるときに限り本人又は其指定人に元利金の拂戻を爲すべき月掛年掛又は不定時掛若くは据置の預金は之を貯金とす

貯金の期間は三ヶ年以上とす

貯金利息は預入の翌日より拂戻の前月まで之を付す
前條第三項の規定は貯金の利息に之を適用す

第四十六條 一時に預金〇圓以上を引出さんとするときは豫しめ其額及日時を理事に通知することを要す

貯金を中途解約したる場合の拂戻は其元金に止むる

ものとす但し特別の事由ありと認むるときは利息の全部又は一部を拂戻すことを得

第四十七條 組合員時貸の請求を爲したるときは理事は其用途及金額を調査し之に應ずることを得但し其金額は組合員の現在貯金額及年度初めに於ける持分總額を合計したる金額を限度とす
時貸の利息は貸出の日より返済の日まで之を徴す
時貸は其事業年度末〇〇日前迄に元金及利息を隨時返済せしむるものとす

組合員前項の期限内に時借の返済を了へざるときは其後〇〇日以内に後條に依り貸付の請求を爲すことを要す

第四十八條 組合員貸付の請求を爲したるときは理事は信用程度表及貸付金の用途、金額及返済の方法を調査し之に應ずることを得但し前條第四項に依るものは其用途の調査を爲すことを要せず

貸付金の利息は貸出の月より返済の月まで之を徴す
貸付金の返済は三箇年以内の定期又は月賦、半年賦若くは年賦償還の法に依る但し産業用の土地の購入又は改良費若くは産業用の建物の設備費にして特別

の事由有るときは十箇年以内の月賦、半年賦又は年賦償還の法に依ることを得

貸付金の返済を延滞したる時の利率は期日後百圓に付日歩五錢とす

第四十九條 理事前條に依る貸付を爲す場合に於ては連帯保證人を立てしめ又は擔保を供せしむることを要す

第五十條 組合員は理事の承諾を得て第四十八條に依る貸付金の返済期限前と雖も繰上げ返済を爲すことを得

第五十一條 理事は貸出金の實況を監査し貸出し目的に反するか又は債權の確保を缺くものありと認むるときは其組合員に對し返済期限前と雖も繰上げ返済を爲さしむることを得

第五十二條 利息の割合は地方の利率を標準として理事之を定む但し預金は日歩何錢貯金は月利何分時貸は日歩何錢貸付は月利何分を越ゆることを得す

販賣部

第五十三條 本組合の販賣する物品左の如し

一、大麥、小麥及落花生

二、豚、鶏卵、菰及蕈

三、右の外總會の決議を経たる物品
大麥、小麥及落花生は精選及荷造を一定して販賣するものとす但し理事は時宜に依り加工を省略することを得

第五十四條 組合員は理事の承諾を経るに非ざれば組合に委託せずして前條の物品を販賣することを得す

第五十五條 理事は第五十三條の物品に付各組合員より報告を徴し又は調査を爲すことを得
理事は組合員か組合に販賣品を委託すへき時期及場處等を指定することを得

組合員は其委託品に付代價又は賣却の時期等を指定することを得す

第五十六條 組合か組合員より販賣品の委託を受けたるときは其品質、數量、荷造等を査定するものとす
理事は査定標準に合格せざる物品を其組合員に返附することを得

前二項の査定の方法及標準は總會の承認を経て理事之を定む

第五十七條 販賣品引取後に生したる缺損は組合の負

擔とす但し調製、俵裝等の不完全又は品質の不良其他組合員の不注意に因りて生したる缺損は之を委託したる組合員の負擔とす

第五十八條 組合員は組合に販賣を委託したる物品の代金の假渡を受くることを得

假渡代金の額は其物品の時價の十分の八以内に於て理事之を定む假渡代金には貸付金の例に依り利息を徴す

第五十九條 理事必要と認めたる時又は組合員より依頼ありしときは理事は委託品に對し再製改装其他特別の勞費を加ふることあるへし

前項の場合に在りては其實費の二割以内の手續料を徴す

第六十條 本組合は委託販賣品の代金に對し總會に於て定めたる歩合金を徴す

第六十一條 委託品の代金は其取立後五日以内に拂渡すものとす

第七十一條に依る代金又は第七十七條に依る料金の支拂を完了せざる組合員に對しては其完了する迄理事は前項の拂渡は其一部又は全部を停止することを

得

第六十二條 歩合金は代金拂渡の際差引計算するものとす假渡金及其利息又は手數料に付き亦同し

購買部

第六十三條 本組合の購買する物品左の如し

- 一、肥料、種苗及農具
 - 二、米穀、酒、醬油、食鹽、砂糖、石油、紙及傘
 - 三、右の外總會の決議を経たる産業又は生計用品
- 肥料は粉碎又は調合し米穀は精白して組合員に賣却するものとす但し理事は時宜に依り加工を省略することを得

第六十四條 組合員は理事の承諾を経るに非されは組合外より前條の物品を購買することを不得

第六十五條 理事は組合員の注文に應じ又は其需要を見積り第六十三條の物品を購買するものとす

第六十六條 組合員物品購買の請求又は豫約の申込を爲したるときは理事は其組合員の産業又は生計の程度を考量し之に應ずるものとす
理事は時宜に依り組合員をして其購買せんとする物品の種類、數量又は時期を變更せしむることを得

後拂を承諾する場合に之を準用することを不得
後拂代金は時貸の例に依り利息を徵す

生産部

第七十三條 本組合の設備する物件左の如し

- 一、精穀及選穀器
- 二、肥料粉碎器
- 三、乾藪器 (以上加工及使用)
- 四、製絲機械 (加工)
- 五、蠶種貯藏器 (使用)
- 六、穀庫 (使用)
- 七、種豚 (使用)

八、右の外總會の決議を経たる器具、機械、装置又は設備
前項の使用又は加工及其副産物の處理の方法は理事の定むる所に依る

第七十四條 組合員本組合の設備を使用し又は本組合に其生産物の加工を委託せんとするときは豫しめ理事に申込を爲すことを要す
理事は前項の申込に依り使用又は加工の日時、數量、順序、等を定めて申込を爲したる組合員に通知する

第六十七條 理事必要と認むるときは組合員をして購買物品の見積代金の一部又は全部を一回又は數回に前納せしむることを得

前納代金は預金の例に依り利息を付す

第六十八條 組合員に賣却する物品の代價は市價を標準として理事之を定む
本組合は組合員に賣却する物品の代金に對し歩合金を徵せず

第六十九條 組合員組合より物品引渡の通知を受けたるときは其指定せられたる日時及場所に就き之を引取ることを要す

第七十條 前條の規定に依り物品の引取を爲さざるときは其物品代金の三分の一以内に於て理事の定めたる違約金を徵す

第七十一條 組合員は後條の場合の外購買物品引取と同時に其代金を支拂ふことを要す但し第六十七條に依る前納代金有るときは之を差引計算するものとす

第七十二條 組合員は理事の承諾を得て購買物品の代金及利息を六箇月以内に隨時後拂と爲すことを得
第四十九條の規定は理事必要と認むるときは代金の

ものとす

第七十五條 組合員は前條第二項の通知に違背することを得ず但し期日前理事の承諾を経たるときは此限りに在らず

第七十六條 組合員本組合の設備を使用し又は本組合に其生産物の加工を委託したるときは總會に於て定めたる使用料又は加工料を支拂ふことを要す
組合員使用物件を損傷したるとき又は前條に違背したるときは理事の査定したる損害を辨償することを要す

第七十七條 前條の料金又は辨償は理事の指定したる期間内に之を完済することを要す

第七十二條の規定は前項の料金又は辨償金に之を準用す

第八章 附 則

第七十八條 第一回通常總會迄に加入する者は第二十条第二項(合は第三項)の加入金の拂込を爲すことを要せず

第七十九條 組合設立當時の理事、監事及信用評定委員を定むること左の如し但し第一回通常總會に於て

之を改選す

理事
監事
信用評定委員

右大正〇年〇月〇日〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に開會の設立者總會に於て議定したり

収入印紙三錢貼付

設立者 何

誰 (一同署名捺印)

出資引請書

収入印紙三錢貼付

今回拙者共發起致し候何責任何々組合の出資を頭書の通り引請申候處實正也組合設立の許可ありたるときは御通知に依り第一回の出資拂込を可致候也

大正何年何月何日

右組合設立者

何 某 (一同連記)

右合計何人

何口 此出資額金何圓也

産業組合設立許可申請

何那何村大字何番地

何責任 何々組合

右は産業組合法及別冊定款に據り設立致度に付御許可相成度此段申請候也

追て右御許可の上は設立登記の申請に要する御認證ある許可證の謄本をも御下付相成度候

大正 年 月 日 右設立者

何那何村大字何番地

何 誰 (一同署名捺印)

神奈川縣知事 何 某殿

(組合の區域が二市町村以上に涉るとき、出資一口の金額が五十圓を超ゆるとき又は事業年度が曆年に依らるときは其事由を別紙に記載し添付すへし)

産業組合設立許可申請書送達願

何村大字何番地

何責任 何々組合

右設立致度に付別紙申請書其筋へ御進達相成度別紙調書添付此段相願候也

大正 年 月 日 右設立者總代

何村大字何番地

何 誰 (一同連記)

何市町村長 何 某殿

産業組合設立に関する調書

何責任 何々組合

一、設立者の身元

職業	經歷の概要	氏名

二、設立當時の理事

組合経験の有無	氏名

三、組合設立の影響

組合の設立が地方又は組合員に適切なるべき事項	組合の設立が同業者又は組合員に不適切なるべき事項

四、組合員の見込數

産業組合設立許可申請

何那何村大字何番地

何責任 何々組合

右は産業組合法及別冊定款に據り設立致度に付御許可相成度此段申請候也

追て右御許可の上は設立登記の申請に要する御認證ある許可證の謄本をも御下付相成度候

大正 年 月 日 右設立者

何那何村大字何番地

何 誰 (一同署名捺印)

神奈川縣知事 何 某殿

(組合の區域が二市町村以上に涉るとき、出資一口の金額が五十圓を超ゆるとき又は事業年度が曆年に依らるときは其事由を別紙に記載し添付すへし)

産業組合設立許可申請書送達願

何村大字何番地

何責任 何々組合

右設立致度に付別紙申請書其筋へ御進達相成度別紙調書添付此段相願候也

大正 年 月 日 右設立者總代

何村大字何番地

何 誰 (一同連記)

何市町村長 何 某殿

産業組合設立に関する調書

何責任 何々組合

一、設立者の身元

職業	經歷の概要	氏名

二、設立當時の理事

組合経験の有無	氏名

三、組合設立の影響

組合の設立が地方又は組合員に適切なるべき事項	組合の設立が同業者又は組合員に不適切なるべき事項

四、組合員の見込數

五、組合員たるを得べき者の數

区域内の總戸數〇〇〇戸此内組合員たるを得べき者〇〇〇戸

〇〇戸

区域内に於て販賣組合と同業者の數〇〇戸

同前生産組合と同業者の數〇〇戸

六、事業計畫の概要及實行の方法

	計劃の概要	實行の方法
設立當時に在りては		
第一回通常總會迄には		
第二回理事改選期迄には		
結局は		

七、一年間の事業分量の見込額

貴組合定款承知の上加入致度尤も出資何口引請可申候也

年月日

右

何

某

紹介人
何

某

何責任何々組合理事御中

▼出資拂込通知書

御申込の當組合へ御加入の儀承諾致候に付(加入金何錢及出資何口に對する第一回の拂込金何圓(合計金何圓何錢)來る何月何日迄に御拂込相成度右御拂込濟の上は組合員として御扱ひ可申候として御扱ひ可申候也

年月日

何責任

何々組合理事

申込人

何 某殿

▼産業組合設立登記申請

〇〇郡〇〇村〇〇〇番地

〇〇責任〇〇信用販賣購買生産組合

一、登記の目的 産業組合設立登記

設立當時に在りては第一回通常總會迄には第二回理事改選期迄には	信用部	貯蓄、貸付、預金、
	購買部	米、酒、
結	「一年間見積取扱高の數量及價格以下(同し)」	「販賣部及生産部も之に準す」

何々

▼出資拂込通知書

當組合設置の許可を得たるに付設立當時御申込の出資何口に對する第一回の拂込金何圓來る何月何日迄に御拂込相成度右御拂込濟の上は組合員として御扱ひ可申候也

年月日

何責任

何々組合理事

設立者

何 某殿

▼加入申込書

何村大字何番地
何業

何

某

何年何月生

一、登記の事由 〇〇年〇〇月〇〇日出資第一回拂込完了に因り登記すべき事項左の通

一、名稱 〇〇責任〇〇信用販賣〇〇組合

二、組織 〇〇責任

三、事務所 〇〇郡〇〇村〇〇〇番地

四、目的 組合員に貯金の便宜を得せしめ及産業に必要な資金を貸付け並に云々

五、設立許可年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

六、出資一口の金額 金〇〇圓

七、出資拂込の方法 第一回は一口に付金〇〇圓以上とし其後は配當すへき剩餘金より拂込に充つるものと外一口に付毎月末日迄に金〇〇錢以上宛又は毎年〇月末日迄に金〇圓以上拂込むものとす

八、理事の氏名住所 〇〇郡〇〇村〇〇〇番地 氏 名 (全列記)

九、監事の氏名住所 〇〇郡〇〇村〇〇〇番地 氏 名 (全列記)

一、登録税 金一圓五十錢

一、添付書類 定款 設立許可書原本及理事及監事印鑑

組合原簿 委任狀

右申請候也

〇〇年〇〇月〇〇日

右

理事 氏 名 (全記名)

監事 氏 名 (全記名)

右代理人

〇〇郡〇〇村〇〇〇番地

〇〇責任〇〇信用販賣購買生産組合

〇〇郡〇〇村〇〇〇番地

氏 名

〇〇區裁判所〇〇出張所御中

(付記) 添付書類の作成に付ては最寄既設組合又は支會に承合するか又は支會に登記申請の代理を頼む可ならん

▼總會通知書

一、總會議事細則の議定

二、設立許可及登記申請の經過の報告

三、〇〇年度中一組合員貸付最高額の議定

四、同 組合借入金最高額の議定

五、同 組合資金借入方の議定

六、産業組合中央會加入の承諾

七、餘裕金預入先の承認

八、何々 右終了後組合講話會(講師〇〇〇殿)を開く等

右の爲來る〇〇月〇〇日午前〇時〇〇に於て臨時總會を開き候間(近處の方も)御出席被下度候也

〇〇年〇〇月〇〇日

何責任何々組合

組合長理事 氏 名

組合員 氏 名殿(各通)

▼總會開會届

〇〇郡〇〇村〇〇〇番地

別紙總會通知書の如く来る〇〇月〇〇日〇〇に於て臨時總會を開き候間御届申上候也

〇〇年〇〇月〇〇日

右組合長理事 氏 名

郡 長 宛 (町村役場へ差出さるへし)

▼借入及貸付最高金額報告

〇〇那〇〇村〇〇〇番地

〇〇責任〇〇信用販賣購買生産組合

一、〇〇年度内に於て本組合か借入を爲すことを得へ

き最高限度金〇〇圓也

二、同年度内に於て一組合員に貸付を爲すことを得へ

き最高限度金〇〇圓也

右〇〇月〇〇日〇〇總會に於て議決致候間御報告申上候也

〇〇年〇〇月〇〇日

右組合長理事 氏 名

知 事 宛 (町村役場へ差出さるへし)

▼加入申込證

産業組合中央會の趣旨を賛成し正會員として加入致候間會費金二圓四十錢相添此段申込候也

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川縣〇〇郡〇〇村〇〇〇番地

〇〇責任〇〇信用販賣購買生産組合

理 事 氏 名

産業組合中央會頭宛 (支會へ送付せらるへし會費も同歸)

(附記)

産業組合中央會は東京市神田區三崎町三丁目一番地に在り産業組合及産業組合聯合會の普及發達及聯絡を圖るを以て目的とす

神奈川縣支會は横濱市本町一丁目神奈川縣廳内に在り神奈川縣に於ける中央會の會員を以て組織す

會費は一組合に付一箇年分中央會會費金二圓四十錢支會費六十錢(毎年)つゝ支會へ前納(振替口座東京)するものとす

支會は三月、中央會は四五月頃通常總會を開く

會員には毎月一回 雜誌「産業組合」を配布す

會員には支會發行の冊子式紙等を配布す

會員たる組合には組合用帳簿又は式紙等の特價にて頒賣す

會員たる組合には總會又は講話會の講師、資金の融通、物品の賣買等を紹介又は仲介す

會員たる組合には記帳計算登記願届其他組合經營の實務を指導又は助成す

▼産業組合中央會加入届

〇〇那〇〇村〇〇〇番地

〇〇責任〇〇信用販賣購買生産組合

〇〇年〇〇月〇〇日産業組合中央會へ加入致候間御届申上候也

〇〇年〇〇月〇〇日

右組合長理事 氏 名

知 事 宛 (町村役場へ差出さるへし)

▼帳簿用紙注文書

〇〇那〇〇村字〇何某方

正會員 何々 組合

組合員何名、出資口數何口

當組合所要帳簿用紙一式取揃へ御送付相成度候也

年 月 日

右組合長理事氏名

産業組合神奈川縣支會御中

中央會

(附記)

支會は横濱市本町一丁目縣廳三階西室に在り

支會に出來合せ居るもの下の如し

出資拂込證、組合原簿

組合員名簿

日記帳、元帳、處務日誌

貯金通帳、貯金通帳、信用程度表

貸付通帳、借入金證書

賣却帳、賣却通帳

購買帳、購買通帳

備品臺帳、消耗品臺帳

出資證券、持分臺帳

事業報告書

役員登記申請書

組合印、組合長印、日附ゴム印

關係法規、規程要覽、定款備考

理事會の案、總會の案

記帳の案、設立の案

右の外圖表、式紙各種

◎産業組合の低利資金に付て

産業組合の發達助長の目的の爲め日本勸業銀行を経て政府が融通せらるゝ所謂低利資金は利息の割合年六分三厘にして年賦ナシクツシ法に依り返済するものなり今千圓を借入れ十五ヶ年賦とせば毎年百四圓九十八錢宛之れを二回に分ち拂へは元利返済し得らるゝなり、地方にて日歩二錢八厘餘(年利一割餘)にて借入れたるに比すれば利息だけにて元金迄返へせる譯なり

此資金を借入るゝには縣廳へ申請すべきものなれども都合に依りては支會へ「低利資金何圓借入申度」と御申越になれは、支會は人を派して一切懇切に打合せ縣と銀行との間を便宜に扱ひ申すへし

又低利資金は設立後三ヶ年経過せずとも組合の組織完全なるものには貸出さるべきに依り希望の向は支會へ御相談ありたし

尙ほ此資金は本縣下にて使用せざる時は他府縣へ融通せらるゝものなればなるべく早く遅くとも正月中に申込を利とす

◎組合資金の供給手續に付て

- 一、右資金の貸付は先づ町村役場及郡市役所を経て縣へ申請す
- 二、右申請と同時に農工銀行へ申込み調査を求む
- 三、縣は書類及實地に就て調査し銀行へ指示す
- 四、銀行は其調査の成績と縣の指示とに據り貸付方を定め縣に答申す
- 五、縣は右答申に依り郡市及組合へ通知す
- 六、組合は右通知に依り借入の手續を爲す

産業組合資金取扱順序

- 七、借入の手續を終はりたるときは組合は夫々經由の上縣へ申報す
 - 八、利率は年六分三厘(三萬圓以上は年五分八厘)擔保不要但し理事及監事は個人として連帶保證を要す
 - 九、銀行は勸業銀行なれども低資は限あり本縣へ割當額が出切るときは農工銀行とす農銀は往々勸銀よりも金利が高きことあり此場合には翌年割當の低資に借換へることを得へし
 - 十、若し最初より農銀へ申込み場合は前記一、三、四、五、七の各項の手續を要せず書類は孰れも一通にて足り殊に二千圓以下は公正證書を要せず私署證書にて間に合はせらるゝ等極めて簡單なり
 - 十一、低資扱方は大體左の如し詳細は請に依り支會に於て代辦處理すべきに付御遠慮なく御申込ありたし
- 左の條件を具備する産業組合にして調査の結果適當と認めたるものには資金供給の取扱を爲すものとす
- 一、三事業年度を経過し其基礎鞏固なるものにして曾て不正の行爲無く信用を損したる事實なきこと但三事業年度を経過せずとも雖も地方長官に於て其基礎特

- に鞏固なりと認めたるものは此限に左らす
 - 二、資金の用途か左の各號の一に該當すること
 - イ、組合の固定資金(倉庫、器具、機械、土地、工場、其他の設備に充つるものにして組合の目的たる事業執行上缺くべからざるもの)
 - ロ、信用組合員の固定資金(前號に掲けたるものに等しき設備に充つるものにして組合員各自の産業上缺くべからざるもの)として貸付くべき資金
 - ハ、組合流通資金
 - 一、産業の原料(廣義)に屬する物品即ち生計用品に非ざる物の購入資金(肥料、種苗、工業原料等の購入に要するもの)
 - 二、販賣事業に關する必要な資金
 - ニ、信用組合の組合員の産業上の必要なる流通資金として貸付くべき資金
 - ホ、前各號の用途に充てたる組合の舊債の償還資金
- 三、舊債償還の爲めに資金を供給する場合に在りては特に舊債に依りて遂行したる事業狀況及財務の整否を調査し借替に際し漫りに償還年限を延長せしむること無く又年賦償還の舊債に付ては借替の年度内に償

- 還すべきものを借替額に加算せしめざるものとす
- 四、産業組合より資金借入の申請ありたるときは郡市長は速に左記事項に關する調査書を添へ意見を具して縣知事に進達せらるへし
 - 一、組合事業及財務の狀況
 - 二、申請資金額の適否其用途及需要の緩急
 - 三、償還の方法及期限
 - 四、豫定期間に於て償還を爲し得ることの確實なりや否や
 - 五、舊債償還の爲め資金供給を要する場合に在りては特に舊債に依りて遂行したる事業の狀況及財務の整否
 - 六、特に抵當を徵するに非されは貸付を爲すこと能はざる如きものに對しては本件資金を融通するの限に在らず尙資金の用途か組合の定款に定めたる事業の範圍に屬するや否や及償還期限か存立時期以内に定められたるや否や特に注意せらるへし
 - 五、産業組合資金の貸付は二十ヶ年以内(据置期間共)の年賦又は五ヶ年以内の定期償還の方法に依るものとす

六、右貸付金の利率は三萬圓以下は年六分三厘、三萬圓以上は年五分八厘とす

勸業銀行又は農工銀行へ資金
借入申込に要する書類

- 一、定款二通(農銀ならば一通にて足る)
- 二、總會の決議録二通(同前)
- 三、三ヶ年度の事業報告書(貸借対照表損益計算表共)二通(同前)
- 四、最近の貸借対照表(試算表)二通(同前)
- 五、保證人(理事監事は個人の資格にて保證人となる)の公私職、納税額、戸別割等級、所有不動産地目反別地價金の調査(町村長の證明を要す)
- 六、理事監事の印鑑(町村長の證明を要す)
- 七、登記簿の謄本(登記所に請求して)
- 八、債務者の委任状(理事より)
- 九、保證人の委任状(理事監事は個人の資格にて保證人となる)
- 十、借入申込書
- 十一、参考書

ロ、舊借換のときは舊債の性質、債権者別の金額利率、擔保の種類及償還の方法

ハ、右の外御氣付の事項

補註

- 一、定款
- 二、總會の決議録

臨時總會を 年 月 日何處に開き組合員何名中出席者何名にして左の決議を爲せり

資金借入の件

金額 何圓以内

期限 据置何年以内年賦何年以内

利率 年何分以内

借入先 株式會社日本勸業銀行又は株式會社神奈川縣農工銀行

其他 理事に一任す

右總員の同意を以て原案に決定せり

以上

大正 年 月 日

議長 何 某

組合長理事 何 某

議事録署名人 何 某

組合員 何 某

右相違無之候也

年 月 日

同 同

理事 氏 名

- 三、三ヶ年度の事業報告書なるべく鮮明に淨書せられたし
 - 四、最近の貸借対照表なるべく最近の帳尻に依りて作られ末尾に定款の例に依り證印せられたし
 - 五、保證人の證明書
- 理事監事の方は個人として保證人となる證明書は左の例に依り町村長の證明を受けられたし

證明書

氏名生年月日	戸主	職業	納税額及戸別割等級	資	地目	反別	地價金
氏 年 月 日 生	(公)	所得稅	田畑	田畑	田畑	田畑	田畑
(私)	營業稅	其他	其他	其他	其他	其他	其他
戸別割等級	其他	其他	其他	其他	其他	其他	其他

(右に準し連記)

右相違無きことを證明す

年 月 日

六、理事監事の印鑑

町村長 氏 名

式に依り之を作り町村長の證明を受けらるへし

七、登記簿の謄本

登記所に請求(手数料は一枚十錢の割)せらるへし

八、債務者の委任状

收入印紙 委任状

二 錢

抽者共儀 銀行より借入金を爲すに付き 以て

か組合資金として株式會社

を以

て代人と定め左の權限を委任候事

- 一、償還の方法に依り 圓の借入及其契約を爲す事
- 一、辨濟期限及利息并に遅延利息の契約を爲す事
- 一、契約違背の時直ちに強制執行を受くるも異議無き旨の契約を爲す事
- 一、期限前に返済の要求に應ずべき場合期限前に返済の申込を爲すへき場合期限の利益を失ふ場合に關する事項等を特約する事
- 一、前各項は公證人に囑託し公正證書を作成せしむる事

右委任状仍て如件

大正 年 月 日

縣 郡 村 番地

何責任 何々組 合

縣 郡 村 番地

理事 氏 名

右委任状仍て如件

大正 年 月 日

何責任 何々組 合
 縣 郡 村 香地
 保證人 何々村 香地
 縣 郡 村 香地
 保證人 何々村 香地
 縣 郡 村 香地
 保證人 何々村 香地

前記委任状の註を参照せらるへし
 十、借入申込書

借入申込書

- 一、借入額金何圓
- 二、借入金何用途
- 三、借入を要する時期
- 四、元利金支拂の時期
- 五、本年度借入金最高限度(總會にて議決せる)金何圓届出(知事へ)年月日
- 六、組合の存立期間

右貸付取計相成度此段申込候也

大正 年 月 日

縣 郡 村 香地
 何責任 何々組 合
 理事 何々氏 名印

宛名は勸業銀行にするか又は農工銀行にするか確定

委任状數葉に互るときは各自契印せらるへし
 借入金額は確定後記入するを便宜とするに付記入を控へらるへし
 借入先は勸業銀行を先とするも已むを得ざる場合には農工銀行に変更することあるへきを以て銀行名は記入を控へらるへし
 理事は全員記名連印せらるへし
 農工銀行二千圓以下の時には公正證書云々を要せず
 九、保證人の委任状

收入印紙 二 錢

委任状

を代人と定め左の權限

拙者共儀 委任候事

- 一、銀行より 組合資金として株式会社 償還の方法を以て借受けたる金 圓の債務に付左の保證契約を爲すこと
- 二、連帶して債務を保證すること
- 三、債務者が債務の履行を爲さざるときは民法第四百五十二條第 四百五十三條の權利を主張せし直ちに其債務を辨済すること
- 四、前項の債務を履行せざるときは直ちに強制執行を受くるも異 議無きこと
- 五、前項の契約を公正證書にて締結すること

後まては記入せさる様にされたし

(参照)

民法第四百五十二條 債權者が保證人に債務の履行を請求したるときは保證人は先づ主たる債務者に催告を爲すへき旨を請求することを得(後略)

同第四百五十三條 債權者が前條の規定に従ひ主たる債務者に催告を爲したる後と雖保證人が主たる債務者に辨済の資力ありて且執行の容易なることを證明したるときは債權者は先づ主たる債務者の財産に付き執行を爲すことを要す

十一、參考書

右は便宜別紙に詳記せらるへし

◎公正證書の手續料に付て

概算左の如し

金五百圓迄 四圓二十錢
 金千圓迄 五圓五十錢
 金二千五百圓迄 六圓二十錢
 金五千圓迄 八圓
 金一萬圓迄 十一圓
 金一萬五千圓迄 十四圓
 金二萬圓迄 十七圓

◎組合の當座預金及特別定期

貸付に付て

- 一、農工銀行は組合の當座預金に限り當分日歩一錢一厘(年利四分餘)にて預からるへし
 預入れは振替貯金口座(東京一九、七一六番)へ拂込み又は爲替券にて送金又は現金執れにても宜し
 日歩は銀行へ入金の日より拂出の日まで附せらる
- 二、農工銀行は産業組合特別定期貸付規定を設け所謂時貸の途を開かれたり
 規定、契約事項等参照の上所謂時借の便利を圖られたし
- 特別定期貸付の日歩は當分一錢九厘(年利六分九厘)とす
 送金は銀行爲替、郵便爲替又は振替貯金居宅拂、現金拂執れにても銀行は御指定に應せらるへし
 返済は期限迄の内何時にても宜し從て入用の資金を入用の時支簡便に引出すことを得へし
 關係用紙は請に依り支會より一切配布致すへし
- 三、右預金又は時借に付て御用あらは御申込に依り支

會は組合に代はりて銀行へ仲介致すへし

産業組合特別定期貸付規定

神奈川縣農工銀行

第一條 本貸付は基本契約を以て一定の期間内に於ける貸付金最高限度を定め其限度内に於て資金所要の都度(何回にても)個々の貸付を爲すものとす

前項個々の貸付は金圓受預證竝に期限通知書を提出せしめ金圓の授受を爲すものとす

第二條 本貸付は左記の條件を具備するものに限り適用するものとす

一、組合の資産信用確實なりと認めたるもの
二、借入金用途流通資金にして短期回収の見込あるもの

第三條 本規定に依る貸付金最高限度は組合の短期資金必要額を標準とす

第四條 本貸付は基本契約締結前豫しめ組合の實況を調査し貸付金最高限度を決定するものとす但し第二條の規定に適合する組合にして左記條件の一に該當し期限内に回収の見込確實なる場合には實査を省略

することを得

一、組合の取引希望金額か純資産(拂込済出資金及準備金積立金の合計額より借入金並に損失と認めらるるものを控除せるもの)の五割以内なるとき

二、既に實査の上貸付中なるか又は全部償還後一ケ年以内にして第二條第一號の事項調査の上資産信用引續き確實と認められ且償還成績良好なる組合なるとき

前項但書の場合に於ては當分の内組合に對し金五千圓以内聯合會に對し金一萬五千圓以内にて其限度を定むるものとす

第五條 基本契約は私署證書を以て締結し其期限を二ケ年とし理事監事の個人保證を徵するものとす

個々貸付一口の金額は一百圓以上とし其期限は九ケ月以内にて定むるものとす

第六條 基本契約は取引成績良好にして組合の状態引續き確實と認めらるるときは之を繼續し其成績良好ならざるか又は其状態取引に適せずと認めらるるときは期限中と雖も之を解除するものとす

第七條 本規定に依り取引を爲す組合に對しては毎年

を得たるに付き本證書差入申候

第一條 組合は別紙様式の受領證(用紙は無料配布)を差入れ隨時所要の金額を借入るものとす但借入金の場合に高は常に前記の金額を超へざるものとす

第二條 前條借入金の返済期は九ケ月以内とし借入の都度之を貴行に申出づる(用紙は無料配布)ものとす

第三條 借入金の利息は日歩とし元金と共に拂込むへし但期限が六ケ月を経過するものにありては六ケ月目に經過利子を支拂ふへし

前項利率は貴行の所定利率に變更ありたる場合に於ては變更以後の借入に付て之を更定せらるるも異議を申立てざるへし

第四條 借入金の元金及び利息は貴行又は貴行の指定銀行に拂込むへし

第五條 本契約の期限は二ケ年とす但貴行の都合に依り何時解除せらるるも異議を申立てざるへし

前項に依り解除せられたる場合に於ては借入金に付きて其辨済に至る迄本契約の條項を適用すべきものとす

第六條 左の場合に於ては貴行の要求に従ひ借入金の

事業報告書、財産目録竝に毎月貸借對照表(簡單の月報)を提出せしめ又は特別の報告を徴し其状態を明にするものとす但し貸借對照表並に特別の報告中資金の運轉及回収に關するものゝ様式は別に定むる所に依り事業報告書及財産目録は農商務省所定の様式に依るものとす

第八條 本貸付に適用すべき基本契約證書、金圓受領證竝に期限通知書は別紙様式に依るものとす

第九條 本貸付の利率は當該期の貸付利率以内にて日歩計算に依り定むるものとす

第十條 前各條の規定は産業組合聯合會に之を準用するものとす

(大正三年三月十二日)

借入金額の五に當る印紙を貼附し消印せられたし

特別定期貸借契約證書

今般貴行より向後二ケ年内に於て金圓を限度とし左記の條項に據り貸付を爲されらるへき旨の承認

全部を即時辨済すへし

一、組合が本契約に依る借入金の一口にても其元金又は利息の辨済を怠りたるとき

二、第三者より差押假差押若しくは競賣の申立ありたるとき

三、貴行に於て其債権を侵害せらるへき行為ありと認めたるとき

四、本契約を履行せざるとき若しくは履行すること能はざるとき

五、借入金を組合の目的以外に使用したるとき

六、法令に依り期限の利益を失ふとき

第七條 元金利息の拂込期日又は期限前償還を要求せられたる場合に於て貴行の指定したる期日に元金利息の拂込を爲さざるときは其期日の翌日より現入金の日まで拂込むべき金額に對し百圓に付き一日金四錢の割合に當る違約金(延滞日歩に當る)を支拂ふへし

第八條 本契約の存續中借入金の有無に拘らず左の事項を履行すへし

一、毎月一回十日迄に前月末貸借對照表(用紙は無料配布)を貴行に差出すこと

二、毎事業年度經過後遅滞なく事業報告書(用紙は無料配布)を貴行に差出すこと

三、組合に於て理事監事の更迭ありたるときは遅滞なく之を貴行に通知すること

四、組合に於て定款の變更を決議したるときは遅滞なく之を貴行に通知すること

五、左記事項の決議に關しては認可申請前貴行の承認を受くること

イ、法令の規定に依り債権者の承諾を求むべき事項

ロ、組合の目的の變更

六、貴行に於て組合の事業及資産負債の状況を調査せんとし又は報告を求むるときは之に應ずること

第九條 第一條に依り受領證の作成其他本契約に依る貴行との取引に付きては左の者をして之に當らしむるものとす

第十條 何 誰 は組合と連帶して本契約より生ずる一切の債務を保證す

第十一條 何 誰 及保證人は本契約並に其借入金

の債務に關する訴訟に付て貴行の住所地たる横浜市を管轄する裁判所と爲すべきことを貴行と合意したり

右爲後日證書仍て如件

大正 年 月 日

神奈川縣何郡何村何番地

何責任何々組合

理事 何

同 何

監事 何

(總員連署) 誰

株式神奈川縣農工銀行 御中

第 號

受領證

一金

右金員は大正 年 月 日附特別定期貸借契約證書第一條の借入金として正に領收候也

大正 年 月 日

特別定期第 號

何責任何々組合

理事 何

誰

株式神奈川縣農工銀行 御中

通 知 書

大正 年 月 日付受領證に依る借入金の期限は大正

年 月 日限りとす

大正 年 月 日

何責任何々組合

理事 何

誰

株式神奈川縣農工銀行 御中

◎産業組合の登記の申請に付て

一、原簿記載の變更の申請、役員變更登記の申請の書式次の如し

二、原簿記載の變更は定款に規定せる取纏期日より二週間以内に役員の変更の登記は變更ありたる日より二週間以内に申請を要す

二週間ならはまだ間があると思ひ居る間に二週間となり何かの不備ありて二週間の期限に遅くれ思はぬ過料を取らるゝ向少からず依て二週間とは思はずにすぐに申請する積りで居られたし
三、用紙は年賀郵便として各組合へ配布したり若し缺乏ならば御申込に依り更に配付致すへし

産業組合原簿記載變更申請

神奈川縣〇郡〇村〇〇番地

何々組合

一、申請の目的 組合原簿記載の變更
一、申請の事由 大正〇年〇月〇日迄の變更左の如し

一、出資總口數 何口
一、拂込たる出資の總額 金 何 圓
一、添付書類 加入申込書 組合員名簿抜書
右申請候也

〇區裁判所
〇出張所

御中
理事 何 某

加入申込書抜書

申込の日	出資口數	加入の日	組合員氏名
大正 年 月 日	口 大正 年 月 日		

合計何 口増加

右抜書は加入申込書の原本に據り之を作り其相違無きことを認證す
大正 年 月 日 理事 何 某

組合員名簿抜書

年月日	出資拂込金	組合員氏名
大正 年 月 日	各自拂込の分 込に元九る分 圓	

合計金 何 圓 拂込済

右抜書は別冊組合員名簿に據り之を作り其相違無きことを認證す

大正 年 月 日

産業組合變更登記申請

神奈川縣〇郡〇村〇〇番地

何々組合

一、登記の目的 理事監事改選の登記
一、登記の事由 大正 年 月 日左の通改選

理事の氏名住所 〇郡〇村〇〇番地 氏 名
監事の氏名住所 〇郡〇村〇〇番地 氏 名

一、登録税 金七十錢
一、添付書類 總會決議録
右申請候也

〇區裁判所
〇出張所 御中

収入印紙 金七十錢 貼付

理事 何 某

總會議事録抜書

大正 年 月 日 〇〇に於て第〇回〇〇總會を開く出席組合員〇名即ち總組合員〇〇名に對する二分の一以上に付開會午〇時組合長議長席に著く
第一、理事監事改選の件
組合員〇〇氏より左記の者再選重任の發議あり組合員〇〇外數氏賛成あり議長之を議場に諮り總員同意に付再選重任に決し理事〇〇氏は理事を監事〇〇氏は監事を代表し就任の挨拶ありたり
理事 〇〇〇〇
監事 〇〇〇〇

以上議了同日午〇時閉會せり
大正 年 月 日

議長 何 某
組合員 何 某
同 何 某

右抜書は總會議事録の原本に據り之を作り其相違無きことを認證す
大正 年 月 日

役員登記済届

理事 何 某
大正 年 月 日
選 大正 年 月 日 日常總會に於て左の通り改選

◎特殊の購買組合に付て

産業組合法に據らざる購買組合と見るべきものゝ一例は桶樹郡川崎町に在る富士紡績の川崎工場員の購買會なり其會則は左の如し

右の會は數千人の工場員の爲めに極く手軽に最も適切に生計用品を供給し及設備用具を共用せしむるを以て目的とし最初は組合法に據る積りなりしか何分多人數のことゝて加入、脱退、持分計算、總會等に面倒少からざるに依り農商務省及縣の係りの方と打合せ特に支會が立案せしものなるが設立後の実績は思ひの外良好にて有望と認めらる

富士瓦斯紡績株式會社川崎工場購買會々則

- 第一條 本會は富士瓦斯紡績株式會社川崎工場購買會と稱す
- 第二條 本會は富士瓦斯紡績株式會社(以下單に會社と稱す)の保護及監督を受け其川崎工場(以下單に工場と稱す)に從屬する職員及職工(以下單に工員と稱す)を以て組織す
- 工場員は工場に就職と同時に會員と爲り其退職と同

○郡○村○○香地

理事 何 某

○郡○村○○香地

監事 何 某

右大正 年 月 日登記済に付産業組合法施行規則第二十條に依り届出候也

神奈川縣○郡○村○○香地

何責任 何々組合

大正 年 月 日 右組合長

理事 何 某

神奈川縣知事 何 某殿

(附記)

農工銀行又は勸業銀行より資金借入中の向は役員の異動を遅延なく通知せらるへし

◎産業組合の参考冊子に付て

差當りは當支會發行の設立の稟、總會の稟、理事會の稟、記帳の稟等を御熟覽にならば宜しからん歟是等は請に依り配布致すへし
右の外は追々他の圖書を借るゝか又は買つて御覽になるか良し

時に脱退するものとす

第三條 本會は會員の生計に必要な物品を購買し加工又は加工せしめて之を會員に賣却し又は會員の利便を圖る設備を爲し之れを享受せしむるを以て目的とす

第四條 會社は本會の事業に要する相當の建物及資金を無償にて貸與し及會員が會務に從事するは工場員か工場に從業するものと看做す

第五條 本會の事務所は工場事務所内に之を置く

第六條 本會に會長及理事を置き其異動は三日以内に揭示すへし

會長は工場長、理事は工場各係より任命す

會長は理事の合議を経て會務を執行す但し先例ある事項又は輕易なる事項は之を執行することを得

第七條 會長は委員及書記、小使等の職員を命免することを得 委員の異動は三日以内に揭示すへし

委員は役員を命免し受持會員に關する會務を斡旋す 書記は役員を命免し受持會員に從事す

小使は書記の命を受け雜役に從事す

第八條 本會に於て賣却する生計用品の種類及其數量等は會長之を定む

會長必要と認むるときは會員の便宜を主とし加工して賣却することを得

第九條 賣却品の代價は工場所在地の小賣値段を標準とし會長之を定む

第十條 賣却したる物品の代金は現品と引換に之を徵收す但し會員は會長の承諾を得て工場内の俸給又は給料支拂日十日前を期し一ヶ月分を取纏め當月拂渡さるべき工場内の俸給又は給料より之を徵收を受くることを得

第十一條 會員は會長の承諾を得て三ヶ月以内に特殊の購買品の代金に限り其全部又は一部を一回又は數回に後拂することを得

前項の場合に於て會長必要と認むるときは其會員をして保證人を立てしめ又は擔保を供せしむることを得 後拂代金には日歩五錢以内に於て會長の定めたる利息を徵收す

第十二條 會員の希望あるとき又は會長必要と認むる

ときは其會員をして特殊の購買品の見積代金に限り其全部又は一部を一回又は數回に前納せしむることを得

前納代金には日歩三錢以内に於て會長の定めたる利息を附す

第十三條 本會より購買したる物品を轉賣し又は購買代金の拂込を遲滞する會員に對しては會長は十ヶ月以内物品の賣却を停止することを得

第十四條 會長は毎年六月二十日迄に前年十一月二十六日より五月二十五日迄及十二月二十日迄に五月二十六日より十一月二十五日迄の各事業成績、收支決算及剩餘金處分案を揭示すへし

第十五條 剩餘金は會社の承認を得て其三分の一以内は各會員の慰安其他の共濟費に充て其殘額は各會員か其年度内に本會に拂込たる購買品代金に應じて割戻を爲すものとす
寄宿工女の購買品に對する割戻金は之を各自に割戻さす寄宿工女全般の慰安娛樂の費用に充つるものとす
第十六條 本會に餘裕金ある時は工場に預入るものとす

會長必要と認むるときは現在品に對し火災保險を付することを得

第十七條 會則を變更せんとするとき會長必要と認むるとき又は會員二十分の一以上若くは會社より請求ありたるときは會長は總會を招集するものとす此場合に在りては其目的とする事項及日時場所等を五日以前に揭示すへし

總會決議の要項は五日以内に揭示すへし
第十八條 會則の規定に依り揭示すへき事項又は會員に周知せしむることを要する事項は會長之を工場の揭示場に揭示し及會社に報告するものとす

第十九條 會員は會務の執行を妨げざる限り帳簿其他の書類又は物品等の閲覧又は説明を會長に請求することを得
會長か前項の請求に應せざるるとき又は會務の執行か不適當と認むるときは會員は其事實を會社に申告することを得

第二十條 會社は何時にも會長をして會務の執行に關する報告を爲さしめ又は會務執行の状況を監査し時宜に依り會長をして再議に付せしめ若くは再考を促す

し其他工場員の保護に必要なる臨機の處置あるへし

以上

右大正三年七月二十五日神奈川縣知事御承認済

富士瓦斯紡績株式會社事務取締役

和田 豊 治

大正三年八月一日事業開始

川崎工場購買會長(工場長)

鹿村 美 久

◎信用組合聯合會に付て

産業組合の餘裕金を預り及産業組合に資金を貸付くるを以て目的とする右聯合會を設立したき由尤もに存す實は數年前より他縣の事例を見て考按中なれとも本縣の如く農工銀行か組合の預金は特に割良く預り呉れ組合の資金は便利の方法にて短期にても長期にても融通せらるるならば急て聯合會を拵へす共大抵間に合ふ故も少し組合の勢揃ひをし所謂時機の到るを待つも差支なからん歟

◎購買販賣組合聯合會に付て

肥料の買附とか種秣の賣込とか多量取纏めを必要とする場合には右聯合會かあれは萬事好都合のこと如何にも御同感に考へる實は出來るものならば之を先きに

拵へて見たしと多年調査中なるか何に致せ購買販賣兩組合共組合員の結束未だ十分ならずして今日は良いと引受けて置ても明日はいけな解約すると斷つて來るやうては中々以て多量取纏める譯には參らず依て當分組合員と理事との間の連絡を強固にしやかつて組合と聯合會との間に強固なる連絡か成立つやうになるを俟て右聯合會を設立するを可とせん歟

◎農學校へ入學に付て

一、高座郡溝村に組合村立鳩川農業學校あり足柄上郡酒田村に郡立の農林學校あり愛甲郡及川村に郡立の實業學校あり津久井郡三ヶ木村に郡立の蠶業學校あり孰れも尋常小學校卒業者は入學することを得へし此の外に鎌倉郡戸塚町には郡立の農事講習所あり短期、長期の講習生々入所せしむ
各最寄りの方は隨時參觀して授業を見たり學資を調べたり入學の準備を爲したり爲さしめられたし
二、右の外中郡平塚町に縣立の農學校あり明治四十三年四月八日の開校にして修業年限三ヶ年講義實習共に堅實なる中等農民の養成を目的とし已に多數の卒

業生を出し或は自家の農業を經營し或は判任官となり或は一年志願兵として入營し或は更に高等専門學校に入學する等前途多望なり

學資は(一)毎月授業料五十錢學友會費修學旅行費等の積立五十錢外に雜品費一圓合せて二圓位なり寄宿生は此外に寄宿料五圓内外を要す(二)毎年教科書類八圓位(三)在學期間に制服夏冬共六圓位、帽靴四圓位、實習服農蠶具其他の雜品五圓位合せて十五圓位あれば足るへし

是れ亦平塚地方に向く序あらは參觀して色々承合し入學の準備を爲し又は爲さしめられたし

三、縣外の出游に付ては篤くと事情を承知したる上に別に回答致すへし

○縣立農學校へ入學及學費

に付て

一、入學を許さるべき者は修業年限二ヶ年の高等小學校卒業者又は之と同等以上の學力を有し入學試験に合格したる者とする

二、入學試験の科目は國語、算術、日本歴史、地理及

理科なり

三、入學願書は三月末日迄に差出すへし詳細は毎年一月か二月頃縣公報に廣告あり町村役場に就て見られたし

○精農者及農功者の表彰に付て

明治四十年七月縣及郡市農會の協定を経て精農者は郡市農會、農功者は縣農會に於て表彰し特別の功勞者は縣の表彰を請ふこととせり其規定は左の如し

郡市農會精農者表彰規程(準則)

第一條 本會は左の一項若くは數項に該當し其成績顯著なる精農者を表彰するものとする

一、粗田にても良く肥を施し草を取り懇ろに永く作り公租又は小作料を滞納せざる等愛田の思想の深きもの

二、何れの田畑を問はず孰れの作物に限らず良く種苗を吟味し仕付を精出し中耕、施肥、病蟲の防除、收納、依裝の丁寧適切なる等耕作法の模範たるもの

三、本業勉勵の餘暇良く適當の副業を營み其の經營

法の模範たるもの

四、一家同氣内は産を治め外は事を理め良く郷黨の信頼を受くるもの

五、右の外模範となるべき中流以下の農業者

第二條 町村農會は前條に該當する者を調査し其成績を具し本會に推薦するものとする

第三條 本會は前條の推薦に據り評議員に諮問を経て表彰狀及金品を贈與し尙之れを縣農會に報告するものとする

第四條 本會に於て表彰したる精農者の事績は縣農會報に掲載を請ふものとする

神奈川縣農會農功者表彰規程

第一條 本會は左の一項若くは數項に盡力し其成績顯著なる農功者を表彰するものとする

一、農會の活動

二、耕地整理の施行

三、産業組合の經營

四、耕作畜蠶飼畜及農家の副業の改良及獎勵

五、小作人の獎勵及保護

六、右の外農村の經濟の發達

第二條 郡市農會は前條に該當するものを調査し其成績を具し本會に推薦するものとする

第三條 本會は前條の推薦に據り評議員に諮問を経て表彰狀を贈與し尙必要あるときは其事績を縣知事に上申するものとする

第四條 本會に於て表彰したる農功者の事績は之を縣農會報に掲載するものとする

○農會の本旨に付て

一、明治三十八年十月二十七日勅令第二百二十五號の施行に依り市町村の區域内に於て(一)耕地牧場又は原野を所有する者及(二)農業を營む者は總へて其市町村農會に加入したるものと看做さる即ち當然會員たるべきこととなり、町村農會は當然其郡農會に加入したるものと看做され、郡市農會は當然其縣農會に加入したるものと看做され、道府縣農會は當然帝國農會に加入したるものと看做さる、故に全國如何なる町村と雖農會の設立なき地方なきと同様に苟くも農地主又は農業者にして何れかの町村農會の會員に非ざるもの無く農民は則ち農會員と云ふも不可

あることなし府縣都市町村を除けば他に農會と匹敵すへき最大團體存することなし

二、帝國農會の下に道府縣農會あり道府縣農會の下に都市農會あり郡農會の下に町村農會あり市町村農會の下に區あり區の下に會員あり會員の發勸は町村農會の活動となり都市農會の協同は縣農會の成功となる故に町村農會の活動不活動は會員の發勸不發勸に在り縣農會の成功不成功は都市農會の協同不協同に存す

三、農會の會長は縣農會は知事、郡農會は二郡を除くの外は郡長、町村農會は十數ヶ所を除くの外は町村長其職に在り、從て其事務所は數ヶ所を除くの外は縣廳、都市役所、町村役場の内に在り、且つ經費の大部分を縣都市町村の補助に依る所謂會費の徵收なるものは小部分に過ぎざるなり、此くの如く農會と官公署は密接の關係に居る故に或は以て異名同體とし寧ろ官に繼るを便利とするものあり而かも農會は農事の改良發達を計る爲め調査に研究に指導に獎勵に建議に答申に機宜經營すへき農民自身の團體なり官公署は之を補助し之を監督し農會をして農事改良

の目的を達せしめ以て勸業の效を收むるにあり兩者一揆と雖其方面相異なる

四、近年縣郡の施設や地方の團體や漸く其繁多を加へ役員に官公吏、事務所に官公署、經費に補助金を倚頼すること殆んど農會と同じ其事業の講演、講習、補助、配布、印刷、圖表、視察、調査、表彰、優待其他亦從來農會の經營する所に類似し又は重複す故に或は以て異曲同音とし寧ろ新を迎へるを得策とするものあり、而かも彼の施設や團體や只た其事業の整備を以て目的とし農會は一に其家其村の開發を以て標準とす乃ち彼に依りて各部の整備を期し此に依りて全部の調節を計るにあり彼此類似すと雖其對象全く異なる

五、今や西歐の各國は交戰の巷となり正攻奇襲悽風慘雨殆んど名狀すへからず而して未だ其窮極する所を知らざるなり獨り日東の天地は參戰の名あるも悲慘の實なく浮華虛飾殆んど其弊に堪へず健實の風醇厚の俗已に都地を掃ひ將に農村に及はんとす農村の中樞たる農會此時局に際し拱手無爲にして可ならんや六、望むらくは農會の本旨を誤ることなく會員は之を

活用するに奮勵し役員は之を運用するに努力すへく、町村農會は郡農會に都市農會は縣農會に協賛すへし、而して縣農會は都市農會を郡農會は町村農會を助成し、市町村農會は會員を指導すへし、此くの如く各級農會互に提携して其事に従ひ官公署之を保護して其業を勸む何ぞ農事の改良、農村の發達せざることあらんや

○町村農會の區に付て

區は農事の改良を實行せしむるに當り指示し督勵し又は協議させ共同させるに便宜なる様各部落毎に團結せしめたる農事改良の實行機關なり此機關を運用するものは町村農會にして之を活動せしむるものは總代副總代に外ならず

農會長は良く總代を指導すへく、總代は良く之を區内に傳達すへく區内の情況を會長に申報すへし副總代は良く總代を補佐し又之を代理して苟くも遺漏なきを期すへし
總代副總代は常に區内の會員を結合し打て一丸となすへく會員は常に之に賛同し意見は之を申告すへし苟く

も區の組織をして形式に流れしむること勿れ區及總代副總代に關する準則は左の如し吳々も良く之を實行せられんことを要む

町村農會々則

第二條 本會の區域を左の何區に分つ

第一區 何 何 何

第二區 何 何

第何區 何 何

區内の會員は總代及副總代各一名を互選し當選者及二名以上の會員より之を會長に報告するものとす農會令中議員の任期に關する規定は總代及副總代に之を準用す

第十七條 總代は會長の命を承け區内の會務に従事す總代事故あるときは副總代之に代はる

町村農會農事改良實行規定

第一條 總代は會長の命を承け區内會員の農事改良實行の督勵に従事するものとす

第二條 總代は毎月便宜の日（賽日庚申社日地神講の日の類）に於て區内の會員と農事改良實行の方法を協定するものとす

第三條 會長は郡農會の役員又は職員の參同指示の下に前條協定以前豫しめ各總代と其の協定方を打合はするものとす

第四條 總代はなるべく詳細に打合又は協定事項を記録し置き時々注視するものとす

第五條 副總代は總代事故あるときは之に代はるの外常に總代を補佐するものとす

協定事項の一例

三月

一、稻種子の選擇

- イ、採用すべき良種の選定及其供給方
- ロ、共同して鹽水選を施行すべき日時及其場處
- ハ、選種用器具及鹽の用意
- ニ、世話人(月番行事番の類以下之に倣ふ)

二、苗代及本田

- イ、短冊形に仕切ること
- ロ、共同すること
- ハ、肥しの用ひ方及種稈の蒔き方
- ニ、苗代の手入れ
- ホ、世話人

三、田畑の管理

- イ、麥黑穂の拔取り方
- ロ、稻苗の正條植

四、右の外

- イ、堆肥の製造
- ロ、綠肥用大豆の間作
- ハ、蠶室蠶具等の用意
- ニ、蠶病消毒の仕度
- ホ、桑の用意
- ヘ、鶏豚馬牛植林工藝等に關する注意
- ト、右の外(村)農會の通知事項及會員の申出事項

九月

一、麥種子の選擇

- イ、採用すべき良種の選定及其供給方
- ロ、共同して鹽水選及冷水温湯浸を施行すべき日時及其場處
- ハ、右に要する器具、温湯、鹽等の用意
- ニ、世話人

二、田畑の管理

- イ、田を乾すこと
- ロ、田の鎌入れ時
- ハ、麥の肥料の買ひ入れ方及其用ひ方
- ニ、二毛作田の仕付方
- ホ、作物病蟲水旱風害の豫防及其發生したる時の注意
- ヘ、世話人

三、右の外

- イ、堆肥の製造

- ロ、綠肥用作物の作付
- ハ、農事統計表の調製
- ニ、鶏豚馬牛植林工藝等に關する注意
- ホ、右の外(村)農會の通知事項及會員の申出事項

○町村又は町村農會の技術者に付て

- 一、町村が主要穀物改良の目的を達する爲め農業技術員を設置するか又は町村が補助金を交付し町村農會をして農業技術員を常置せしむるときは其給料及旅費額の二分の一以内の奨励金を縣より交付せらる
- 二、右の技術員は甲種農業學校卒業者又は之と同等以上の學力を有する者にして一町村一人を限る但し他の職務と兼ねることを得ず
- 三、右技術員は現在二十名なり、其月俸は最高三十圓、最低十四圓、普通十五圓位、其旅費は二十圓乃至五十圓又年末賞與は十圓位なり

○町村農會の事業に付て

現在縣下の實例は次の如し
此の内如何なるものか適當せるかは其町村の事情に

依りて異なる固り茲に指示すること能はず宜しく今の時勢を察し其の場所を考へ其の地位に應じて最も適切なるものを採擇し主旨及方法を部内に周知せしめ之を勵行して其實效を期すべきなり吳々も其村を本位として當然爲すべきを爲し爲す必らず效あらんことを期せられたし

久良岐郡

水稻種子鹽水撰、麥作立毛品評會、苗代品評會、穀庫害蟲驅除、二化螟蟲驅除、麥奴豫防實施、肥料共同購入、稻作立毛品評會、稗拔取勵行、堆肥舍設置勸誘、大麥水稻原種子の普及、講習會員勸誘、共進會出品勸誘、農事諸調査、大麥共同販賣助成、農事視察

橘樹郡

品評會(米麥立毛、梨桃立樹、稻苗代、農產物)實習會(肥料調合、麥奴豫防法、病蟲害防除藥劑調製)病蟲害防除(黑穂の拔取、種子冷水温湯浸勵行、螟蟲驅除、卵蛾の買上、鞘枯買上)共同賣買助成(麥酒麥共同販賣、種苗及農業上必要品の共同購入)養蠶組合奨勵、農事改良實行組合督勵、農事講話會、農事視察員派遣、農用道路修繕

都筑郡

苗代品評會、稻作立毛品評會、農產物品評會、桑園品評會、粃種子及麥類鹽水選、麥奴豫防、螟蟲卵蛾採集獎勵、種子、苗木、傘、足袋、半紙、寒暖計等の共同購入幹施、農談會、養蠶講話會、產業組合講話會、肥料配合實習會、染色講習會、機械講習會、染料、蠶種、肥料等の共同購入、大小麥、柿實等の共同販賣幹施

三浦郡

苗代、稻作、麥作、立毛品評會、鹽水選種獎勵、螟蟲驅除、野鼠驅除、黑穗豫防、種苗配布、農事講話會、農事視察、農事講習、農作物試作、苗木肥料藥品等の共同購入、野菜、小麥の共同販賣

横須賀市

農產物、蔬菜果實、稻作立毛の品評會、短冊苗代の勵行、米麥種の鹽水選、鹽水選用鹽の共同購入、稻、麥、蔬菜の試作、種子の無代配布、視察、講習會

鎌倉郡

螟蟲卵蛾買上、稻鞘枯刈取勵行、麥作、稻作立毛品評會、稻苗代品評會、果樹及農作物病蟲害豫防、農談會、實習會、日用品共同購入幹施、大麥、小麥、甘藷の共

足柄下郡

農事講話、農事調査、病蟲害驅除豫防、共進會出品補助、特殊事業補助、模範蔬菜園設置、米麥採種場、精農者表彰、立毛、農產品評會、種苗配布、馬耕實習、茶の試作、三極の試作、肥料共同購入、肥料共同購入、模範堆肥舍

愛甲郡

苗代水稲立毛、小作米、堆肥、桑園、農産、品評會、野鼠驅除、黑穗拔取、二化螟蟲、穀庫害蟲驅除、種苗配布、共進會出品豫選會、共進會品評會等の出品勧誘、配合肥料獎勵、視察員派遣、農事及蠶事の通俗講話會、製糸講習會、蠶業講習會、紫雲英種子、半紙、足袋、肥料、藥品苗木等の共同購入の幹施

津久井郡

足踏製糸講習會、養蠶並普通農事に關する講習講話、野鼠驅除、農產物品評會、農産種苗其他の共同購入、畜牛去勢獎勵、蠶蛆驅除獎勵、養蠶組合獎勵

○農會の役員議員の改選に付て(大正六年三月)

同販賣幹施

高座郡

農談講話會、水稻麥作立毛品評會、稻苗代品評會、堆肥品評會、農產物品評會、屑繭整理講習會、蠶病消毒獎勵、害蟲驅除獎勵、種苗及農具無償配付貸付、大小麥共同販賣、肥料種苗共同購入蔬菜育苗圃設置品評會、共進會出品方助成、配合肥料調製獎勵、野鼠驅除獎勵、農事視察

中郡

麥奴豫防、螟蟲驅除、病害豫防、米麥立毛品評會、農產品評會、試作場、講習會、講話會、農事調査、精農者表彰、產業組合獎勵、堆肥舍設置、鹽水選種獎勵、共同苗代稻正條植、蠶病豫防の獎勵、小作米品評會、農產物販賣仲介、肥料農具等の購入仲介、優良町村視察、煙草苗床、煙草立毛品評會、品評會共進會出品獎勵、農業實習地補助

足柄上郡

農事視察、實習生派遣、講習會、品評會、講話會、種苗改良、病蟲害驅除豫防獎勵、蠶業獎勵、蠶病消毒、種子鹽水選、肥料、種苗、共同購入

▼各郡農會は左の各項に注意せらるへし

- 一、三月三十一日までに郡内の町村農會をして役員及議員を改選し郡農會へ報告せしむること
- 二、郡農會は四月一日新議員に通知を發しなるへく早く總會を開き會長及副會長各一名、會則の定むる所に依り評議員五名以内並に縣農會議員(舊郡農會代表者)及同豫備議員(舊郡農會副代表者)各一名を改選すること
- 三、總會の決議を経て指名推選を以て選舉に代ふるは差支なきこと
- 四、會長及副會長は議員又は名譽會員中より、評議員は議員中より、縣農會議員及同豫備議員は會長及副會長、評議員又は幹事たる議員中より選任すること
- 五、名譽會員中より選任せられたる會長及副會長又は幹事は縣農會の議員又は同豫備議員に選任するを得ること
- 六、改選せられたる會長、副會長、評議員、縣農會議員及同豫備議員の氏名住所は改選後速に縣農會へ報告すること
- 七、役員改選は遲滞なく知事に届出て縣農會の議員及豫備議員は遲滞なく知事に報告すること

八、前項の各當選者の任期は孰れも大正九年三月三十一日に満了すること

(附記)

縣農會は議員の改選を了りたる後速に總會を開き評議員及帝國農會の議員等を改選する筈

▼横須賀市農會は左の各項に注意せらるへし

一、三月三十一日までに各區内の會員をして其區内の會員中より其區の總代及副總代各一名を便宜の方法に依り互選して市農會へ報告せしむること

二、市農會は三月三十一日以後なるへく早く總會を開き會長及副會長各一名、會則の定むる所に依り評議員七名以内並に縣農會議員(舊市農會代表者)及同豫備議員(舊市農會副代表者)各一名を改選すること

三、總會の決議を経て指名推選を以て選舉に代ふるは差支なきこと

四、會長及副會長は會員又は名譽會員中より、評議員は會員中より、縣農會議員及同豫備議員は會長及副會長、評議員又は幹事たる會員中より選任すること

五、名譽會員中より選任せられたる會長及副會長又は

幹事は縣農會の議員又は同豫備議員に選任するを得ること

六、改選せられたる會長、副會長、評議員、縣農會議員及同豫備議員並に區の總代及副總代の氏名住所は改選後速に縣農會へ報告すること

七、役員の改選は遲滞なく知事に届出て縣農會の議員及豫備議員の改選は遲滞なく知事に報告すること

(附記)

一、縣農會は郡市農會に於て縣農會議員の改選を了りたる後速に總會を開き評議員及帝國農會の議員等を改選する筈

二、縣農會は第六項に依り報告ありたる各當選者と農會に關係ある參考冊子を贈呈する筈

▼各町村農會は左の各項に注意せらるへし

一、三月三十一日までに各區内の會員をして其區内の會員中より其區の總代及副總代各一名を便宜の方法に依り互選して町村農會へ報告せしむること

二、町村農會は三月三十一日までに早く早く總會を開き會長及副會長各一名、會則の定むる所に依り評議員七名以内並に郡農會議員(舊町村農會代表者)及同豫備議員(舊町村農會副代表者)各一名を改選すること

三、總會の決議を経て指名推選を以て選舉に代ふるは差支なきこと

四、會長及副會長は會員又は名譽會員中より、評議員は會員中より、郡農會議員及同豫備議員は會長及副會長又は評議員たる會員中より選任すること

五、名譽會員中より選任せられたる會長又は副會長は郡農會の議員又は同豫備議員に選任するを得ること

六、改選せられたる會長、副會長、評議員、郡農會議員、同豫備議員各區の總代及副總代の氏名住所は三月三十一日までに早く郡農會及縣農會へ報告すること

七、前項の各當選者は孰れも大正六年四月一日に就職し同九年三月三十一日に任期満了すること

(附記)

一、郡農會は四月一日新議員に通知を發し四月上

旬總會を開き會長及副會長各一名、會則の定むる所に依り評議員五名以内並に縣農會議員(舊郡農會代表者)及同豫備議員(舊郡農會副代表者)各一名を改選する筈

二、縣農會は第六項に依り報告ありたる各當選者に農會に關係ある參考冊子を贈呈する筈

○縣内農事の視察に付て

一、汽車、電車、輕便鐵道等往復に便利なる場所ならは左の如し

二、左記中「組合」とは優良の評ある産業組合なり

三、態々行くを要せず其附近に行くへきことあらは其序に力めて回覽視察せらるへし

四、平生家業に注意し一旦視察のときは彼の長を採り我が短を補ふの心掛あるを要す

東海道線

川崎驛より 電車にて大師様へ行く途中の大師河原村の梨

同 西へ約二十丁橘樹郡農會

同 多摩川に沿ひ北西五里の間なる御幸村、

住吉村、中原村、高津村、稻田村等の梨と桃

川崎驛より 馬車にて榎木戸に至り夫れより北西へ約

二里細山信用販賣購買生産組合

同 鶴見に至る海濱の工業會社

同 鶴見驛より 西へ三四丁の大本山總持寺

同 附近の西洋蔬菜

東神奈川驛より 東へ四五丁の肥料、製粉、豆粕の各

工場

同 又は子安電車停留場より西北へ約十五丁

子安農園の豚

同 横濱驛より 西へ近一里の農事試験場と紡績工場

同 西へ約五丁の農工銀行

同 南へ約五丁の掃部山の井伊大老銅像下及

伊勢山大神宮前の眺望

同 櫻木町驛より 東へ約十丁縣廳、縣廳三階西室の縣農

會と産業組合中央會神奈川縣支會

同 東へ十丁内外繫船岸、税關、測候所、元

外國人居留地

同 南へ十丁内外伊勢佐木町、港町の食品市

場と公園

櫻木町驛より 電車本牧行櫻道下より西へ約四五丁の

横濱植木會社の温室、東へ約四五丁キリ

ンビル工場の麥芽製造室

同 電車本牧終點より約十丁三谿園の遊覽

同 程ヶ谷驛より 東北へ約十五丁の曹達工場、紡績工場、

農事試験場、澱粉製造場、岡野公園

同 東北約十丁内外の硝子工場、シトロン、

ラズベリー工場

同 戸塚驛より 東へ約半里なる川上村柏尾のハム、ライ

ド等の工場

同 西へ約五丁農事講習所

同 西へ約一里中田信用組合

同 大船驛に至る間の耕地整理と柏尾川の改

修

同 大船驛より 西へ約二丁ハム、ラード工場

同 東南約半里以内大本山圓覺寺と建長寺、

半僧様

横須賀線

鎌倉驛前の御用邸、八幡宮

鎌倉驛より 東へ半里舊鎌倉屋敷址、護良親王の鎌倉

宮

同 電車長谷觀音と大佛と由比ヶ濱及稻村ヶ

崎を経て腰越、龍の口の御祖師様、片瀬

の江の島

同 南へ半里以内材木座の十夜寺、飯島ヶ崎

同 逗子驛より 馬車にて葉山の御用邸、蔬菜作り、秋谷

の立石より小網代、三崎、城ヶ島

同 田浦驛より 北へ十丁内外長浦購買組合

同 横須賀驛前の軍港内の艦船、造船所、海兵團

同 半里以内米ヶ濱の御祖師様、佐野の興産

會の青物市場

同 南東約二里浦賀港

同 南東約二里半久里濱ベルリ上陸記念碑、

蔬菜作り

同 南約五里蔬菜作り、小網代、三崎、城ヶ

島

東海道線

同 藤澤驛より 北へ約十丁大本山遊行寺、遊行寺より北

へ約一里境川に沿ふ耕地整理

藤澤驛より 西へ約五町縣農會の農業倉庫

同 西へ約十丁原蠶種製造所

同 電車にて片瀬より龍の口の御祖師様、江

の島

同 辻堂驛より 西北へ約一里園藝試作場、蔬菜作り

同 茅ヶ崎驛より 北へ約二十丁同前

同 平塚驛より 北へ約一里大野の甘藷の組合、早芋の本

場

同 西へ約半里縣立農學校、高麗山の山姿

同 馬車にて伊勢原より約一里半大山石尊様

同 大磯驛より 東へ約五丁中郡役所内の俵裝改良と落花

生の同業組合

同 二ノ宮驛より 西へ約十丁胡瓜の組合、滄浪閣、鴨立澤

同 二ノ宮驛より 北へ約五丁園藝試験場、落花生の本場、

二の宮蠶業取締所

同 輕便鐵道にて秦野町の專賣支局、煙草試

同 驗場、秦野煙草の本場、白笹稻荷様

同 西へ約一里上町相原柑橘園

同 國府津驛附近の柑橘

同 松出驛より 南約一里東柏山なる二の宮尊徳翁誕生の

橋本驛より 南約一里溝村に鳩川農業學校

同 西南約一里なる漸進社生絲販賣組合聯合會、大澤産業組合

同 西約一里川尻産業組合

同 西約二里中野蠶業取締所、三ヶ木蠶業學校

○他府縣の農事視察に付て

一、汽車、電車、輕便鐵道等往復に便利なる場所ならは左の如し

二、左記中「村」とは優良の評ある村「組合」とは同産業組合なり

三、態々行くに及はず其附近に行くべきことあらは其序に力めて回覽視察せらるへし

四、態々行くならはなるべく二十五人以上一團となりて出かけるか良し汽車賃は割引あり、泊食共に安く上り、案内する方も都合良かるへし

五、團體視察の日程、道順、照會、交渉等は請に依り縣農會に於て助成致すへし

六、唯た視察の視放しは講話の聽き放しに同じ徒らに

地と菩提所の善榮寺

松田驛より 西へ約半里郡立農林學校

同 西へ約二里道了様、沿道糶摺水車、二毛作田の紫雲英

同 山北驛より 南約一里文命堤、大口堰

同 西南約半里關東第一の平山の瀧

小田原驛附近の御用邸、報徳二の宮神社、辻村農園の温室

湯本驛より 箱根町に至る間の温泉と山光水色

小田原驛より 吉濱に至る輕便鐵道沿線の漁業と相州蜜柑の本場

吉濱驛前の村役場内の吉濱信用組合

同 湯河原驛より 北へ約一里湯河原温泉、温泉場より北へ約三里箱根町、日金山、熱海町

八王子驛 東神奈川驛より 乗換へ長津田驛より東北へ約三四里の間の各村は甘柿禪寺丸の本場(大正四六の年か結果當り年)

耳目を勞するのみにて何の益もなし平素家業に心を留め村治に氣を付け置き一旦視察するや彼か長を探り我か短を補はんこと肝要なり

東京府

池上の組師様参りの序に 矢口の葱、馬込の茄子、新井の南瓜

奥澤の九品佛様参りの序に 大崎の南瓜、目黒の筍、玉川の信用組合と庭園利用

西新井の薬師様参りの序に 大久保の庭樹苗木、練馬の大根、筍蜀黍

柴又の御庚申様参りの序に 龜戸や吾孀の花物鉢物、小松川の蓮根、奥戸の菜、胡蘿蔔、甘藍、金町の蔬

菜試驗場と茶——歸りに梅島邊の千住葱、江北邊の軟化促成、尾久邊の薑、三河島菜、信用組合、西ヶ

原の農事試驗場と蠶絲學校、板橋邊の瀧野川人參府中の六所様参りの序に 豊田驛より農事試驗場、立

川驛より北へ砂川の牛蒡に桑苗、國分寺驛より小金井の櫻堤、境驛より北へ武藏野の促成獨活、吉祥寺

驛より井ノ頭の市公園、高井戸の杉丸太、調布又は府中より稻城の梨

高尾山参りの序に 由井の竹細工、八王子の市、八王子附近の機織

御嶽山参りの序に 日向和田驛の南吉野の梅、福壽草、氷川の上葵、戸倉村、今熊山、五日市より北へ約一

里大久野の塔婆材

埼玉縣

安行へ苗木買出しの序に 草加驛の東約一里半潮止村、同村の信用組合——養豚、谷村の彦成第一信用

組合——武里驛北東約半里豊野の桃

三峯山参りの序に 大宮驛の氷川社、桶川驛の西北約一里下石戸の石戸組合、鴻の巣驛の東南の大耕地整

理、同驛の西約二里馬車にて南吉見の百穴の址、吹上驛の北約一里行田の足袋と青綿の本場、熊ヶ谷驛

南の櫻堤、寄居驛南の鉢形城の址、寶登山驛前の同山、大野原驛前の原谷信用組合、強石に至る間に縣農會の殖林、大瀧の炭と醋酸石灰

川越行の序に 所澤の飛行場と機織場、南大塚驛西の大田の禪寺丸柿、川越驛の北の山田の組合と養豚、

山田の北の八ッ保村の養鶏

飯能行の序に 元狹山驛西の信用組合、豊岡驛の茶、

飯能驛の東北の清明村の杉檜の苗木
競進社行の序に 熊ヶ谷驛北の肥塚の梨、籠原驛の東
約半里玉井の試験場、上奈良の葡萄、深谷驛前の信
用組合、同驛北約一里中瀬の組合、本庄驛の蠶種貯
藏會社、兒玉町の西約半里丹生の梨、兒玉町の南の
秋平村

千葉縣

習志野行の序に 市川驛附近の葱、桃、梨、國府臺、
中山驛の御祖師様、試験場、同驛より鎌ヶ谷に至る
約一里半の間の大根切干
成田山参りの序に 稻毛、千葉、佐倉、各驛附近の養
鶏、養豚、蘇我驛の甘藷澱粉、成田驛より東の三里
塚驛の牧場、多古驛東の大耕地整理
香取参りの序に 久住驛の北の高倉信用組合、西大須
賀の和協信用組合——安食驛北東約一里半長竿信用
組合(茨城縣)木下驛の南約一里半船穂の佐倉炭の本
場、松戸の園藝學校
銚子行の序に 大網驛の南の増穂、東金驛の東南の正
氣、同驛の西大和の柑橘、成東驛より乗り換へ日向
驛の西の源村、松尾驛の北約二里二川の芝山仁王様、

柿、小川の組合と柿——下館驛の信用組合、伊讚の
耕地整理、下館驛より乗り換へ眞岡驛の南約半里物
部村(栃木縣)に下野報徳社あり二宮尊徳翁櫻町御陣
屋址なり川島驛南約半里關本の梨、古河驛の桃
水戸行の序に 水戸驛西の常磐の農學校、南の見川の
種蓄場、南東の酒門の試験場

栃木縣

日光見物の序に 小山驛より乗換へ栃木驛の西約一里
半皆川の菴菰、石橋驛の東約一里上三川の組合、上
三川の北東約半里本郷信用組合、鹿沼驛の西東大芦
より其西北の西大芦、小來川邊は野州麻の本場、今
市驛に報徳二宮神社あり報徳圖書館もあり
古峯ヶ原参りの序 右に同じ

群馬縣

赤城登山の序に 新町驛の南藤岡の高山社、倉賀野驛
の南八幡の梨、駒形驛北の野中の組合、新伊勢崎驛
南の山王道の組合、國定驛の東藪塚本町の大原組合、
小俣驛西の境野村
棒名山参りの序に 前橋驛より東へ約一里の野中の組
合、澁川町の信用組合、伊香保途中の土倉氏の殖林

四日市場驛西の蠶業講習所、同驛東南平和村は于潟
落花生の本場
誕生寺参り序に 茂原驛附近の養鶏養豚、同驛西南約
二里内外應南附近の叭菴菰、長者町附近の柑橘、小
湊の北西二里内外清澄山の演習林
鹿野山参りの序に 木更津驛附近の菅笠と竹笠、岩根
の柑橘、青堀驛の漁業組合、飯野の組合、大貫驛東
の吉野信用組合、佐貫驛東の佐貫信用組合、久留里
驛附近の小楊枝
房州行の序に 金谷の枇杷、保田の日本寺、元名石、
大山、佐久間の柑橘、富山の眺望、南無谷の枇杷、
船形と那古の觀音堂の眺望、北條より東へ約二里丸
村の柑橘、同南へ約二里安房神社、同西約一里半洲
崎神社

茨城縣

鹿島参りの序に 銚子行汽船寶山より柳川新田の開
拓、組合、柿、此附近の落花生
筑波登山の序に 牛久驛東の葡萄園、荒川沖驛の東約
一里朝日育羊場、土浦驛の東北約半里上大津の組合
笠間稻荷(胡桃下様)参りの序に 高濱驛東の田餘の

草津行の序に中の條と岩鼻の組合、岩鼻の大麻、吾妻
牧場

妙義登山の序に 磯部驛の北の原市町の確氷社——下
仁田驛の下仁田社と菫菰、富岡驛の甘樂社、原製絲
所、同驛南の岡本の組合、吉井驛の煙草と多胡の古
碑

長野縣

善光寺参りの序に 小諸驛の桃、上田驛の蠶絲學校、
保野、中鹽田又は和村の組合、屋代驛及八幡附近の
杏、七二會、棚、川上の各組合、小川、桐附近の抄
紙、川上、中郷附近の信州鎌——歸りに松本驛の夏
秋蠶試験場、辰野驛より電車にて中箕輪の組合
諏訪参りの序に 諏訪附近の寒心天製造、青山驛附近
の藤澤、富士見及原の各組合

山梨縣

富士登山の歸りに 小御岳より西に下山し龍宮の勝
地、大田和と大石の組合——御坂峠を越して岩崎、
勝沼の葡萄——郡内地方の玉蜀黍
身延山参りの序に 甲府の矢島組、草薙社、西條村の
組合、豊村

静岡縣

修禪寺湯治の序に 北狩野の信用組合、西浦の柑橘、清水、函南の兩村農會

大宮の淺間參りの序に 原町の桃、田子浦の梨、加島村農會、吉永信用組合

久能山參りの序に 由比町の産業組合、駿河判紙、興津町の園藝試験場、杉山村の報徳社と産業組合、高部村農會、不二見村の信用組合、久能村の野菜の早作り、豊田村の梨、茶、試験場、静岡市

藤枝より輕鐵に 川崎町より南へ三里、途中の煙草、地頭方、白羽の甘藷の切干し

秋葉山參りの序に 掛川町の報徳社、吠繩等、森町の柿、三倉村の炭、椎茸歸りに天龍川に沿ふ山林の殖樹、敷地や三川の信用組合、川を越して笠井町以南の落花生、甘藷の切干し

奥山參りの序に 濱松の落花生、薑、糸瓜、蕃椒の同業組合、金指及氣賀附近の疊表、井伊谷神社、奥山村農會、奥山信用組合、西濱名の柑橘

右の外

伊勢參り、桃山參拜、高野山參り、金毘羅參り、大社

二三四

參り、越後本山參り、湯殿山參り、松島見物等の序に 視察ありたしと思ふもの少なからず御出かけ前に御話あらは更めて御案内申上へし

(終り)

静岡縣

修禪寺湯治の序に 北狩野の信用組合、西浦の柑橋、

清水、函南の兩村農會

大宮の淺間參りの序に 原町の桃、田子浦の梨、加島

村農會、吉水信用組合

久能山參りの序に 由比町の産業組合、駿河判紙、興

津町の園藝試驗場、杉山村の報徳社と産業組合、高

部村農會、不二見村の信用組合、久能村の野菜の早

作り、豊田村の梨、茶、試驗場、靜岡市

藤枝より輕鐵に 川崎町より南へ三里、途中の柳草、

地頭方、白羽の甘藷の切干し

秋葉山參りの序に 掛川町の報徳社、叭繩寺、森町の

柿、三倉村の炭、椎茸歸りに天龍川に沿ふ山林の殖

樹、敷地や三川の信用組合、川を越して笠井町以南

の落花生、甘藷の切干し

奥山參りの序に 濱松の落花生、薑、糸瓜、蕃椒の同

業組合、金指及氣賀附近の蕨菜、井伊谷神社、奥山

村農會、奥山信用組合、西濱名の柑橋

右の外

伊勢參り、桃山參拜、高野山參り、金聖羅參り、大社

參り、越後本山參り、湯殿山參り、松島見物等の序
に 視察ありたしと思ふもの少なからず御出かけ前に
御話あらは更めて御案内申上へし

(終り)

大正六年六月廿七日印刷
大正六年六月三十日發行

(非賣品)

編輯者兼
發行者

横濱市本町一丁目三番地(縣廳三階西室)
神奈川縣農會

(縣廳電話各番接續
振替貯金口座東京八二七七)

右代表者

副會長 小鹽 八郎 右衛門

東京市日本橋區兜町二番地

印刷者 柴田 繁十郎

東京市日本橋區兜町二番地

印刷所 東京印刷株式會社

巾

327
999

終